

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

本工事は、電子契約システム試行対象案件である。

令和 8 年 9 月 1 6 日

分任支出負担行為担当官

石狩森林管理署長 武田 祐介

1 工事概要等

- （１）工 事 名 当別森林事務所外解体撤去工事（電子入札対象案件）
- （２）工事場所 石狩郡当別町北栄町 1－1（石狩森林管理署管内）
- （３）工事内容 当別森林事務所、車庫、物置の解体撤去
- （４）工 期 契約締結日の翌日から令和 8 年 1 2 月 2 5 日まで
- （５）本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- （６）本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- （７）本工事は、「大気汚染防止法」（令和 2 年法律第 39 号による改正）及び石綿障害予防規則（令和二年厚生労働省令第百三十四号による改正）に基づき、施工業者（元請け業者等）が都道府県、労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して事前調査結果の報告が義務付けられた工事である。

2 競争参加資格

- （１）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条中、特別の理由がある場合に該当する。

- （２）令和 7・8 年度の北海道森林管理局における建設工事に係る競争参加資格のうち、「建

築工事一式」に係るD等級又はC等級、もしくは「解体工事業」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、又は北海道知事の「解体工事業」の登録を受けていること。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間に元請として、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。

経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有することとし、構成員のうち実績の一番高いものについて評価する

同種工事：北海道内において建築一式工事（解体工事含む）又は土木一式工事の施工実績を有する者。

- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。

ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。

なお、監理技術者にあっては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。

- ① 1級建築施工管理技士又は2級建築施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。

- ② 平成23年4月1日から令和8年3月31日までの15年間に(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち、入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。
 - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理(支)署長が発注した同種工事で、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。(工事成績評定を実施した工事である場合)
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。(入札説明書参照)
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内(北海道内)に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書および資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明する

ため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和8年9月17日から令和8年10月5日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の9時から17時まで。また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。

なお、紙入札方式で参加を希望する場合は、紙入札方式参加承諾願（別紙様式1）を併せて提出すること。

- ② 場所：〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70

石狩森林管理署 総務グループ（担当：総括事務管理官）

電話：011-622-5111

メールアドレス：h_ishikari.bid-contact@maff.go.jp

- ③ その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書による。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

- (4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

- (5) 競争資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うこととし、参加資格の有無については令和8年10月8日までに通知する。なお、参加資格を「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

石狩森林管理署 総務グループ（担当：経理担当）

電話 011-622-5111

メールアドレス：h_ishikari.bid-contact@maff.go.jp

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和8年9月17日から令和8年10月19日まで（休日に除

く。)の9時から17時まで(12時から13時までを除く。))。

- ② 場所：064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70
石狩森林管理署 総務グループ(担当：総括事務管理官)
電話：011-622-5111

- ③ その他：配布資料は無料であるが、入札説明書を記録するためのCD-R(未使用のものに限る。)を持参すること。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和8年10月21日 9時00分

入札締切日時 令和8年10月26日 10時00分

- ② 紙入札方式により持参する場合は、令和8年10月26日10時00分に北海道森林管理局4階中会議室へ持参の上、入札すること。

- ③ 開札は令和8年10月26日10時00分に北海道森林管理局4階中会議室にて行う。

- ④ 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免除

- ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社(公共事業の前払金保証事業に関する法律(昭

和 27 年法律第 184 号) 第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社をいう。) の保証
(取扱官庁石狩森林管理署)

また、公共事業履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の
締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等(電磁的記録により発行された保証証書等をいう。)を利用す
る際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を
閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当
官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

(3) 前金払

前金払いの金額は、請負代金の 10 分の 4 以内とする。ただし、予決令第 86 条に規
定する調査を受けた者の契約に係る前金払いの金額は、請負代金額の 10 分の 2 以
内とする。

(4) 工事内訳書の提出

第 1 回の入札に際し、第 1 回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳
書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに
工事費内訳書(様式自由)を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無
効とする。

(5) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載
をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかになった場合には、落札決定を
取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、
開札の時に於いて上記 2 に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当
する。
- ④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第 1 第 1 項の規定に基づ
く指名停止若しくは第 10 の規定に基づく書面又は口頭での注意の喚起を行うこと
がある。

(6) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第 79 条の規定
に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札

を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序をみだすこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。

(7) 配置予定監理技術者の確認

落札決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約をしないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(8) 契約書作成の要否 要

(9) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(11) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

(12) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、その詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測量・設計コンサルタント等業務）」（平成16年7月29日付け16林政政第269号林野庁長官通知）による。

(13) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省令第22号）第10条及び第11条にのっとり、第三者から以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及び働きかけの内容）を記録し、同規定第9条に基づき設置する発注者綱紀保持委

員会（以下「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけと認められた場合には、当該委員会を設置している期間において閲覧及びホームページにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自ら受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのある依頼又は情報聴取

（１４） 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されている競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局＞公売・入札情報＞競争参加資格関係・入札参加者への注意事項等＞資料７：北海道森林管理局競争契約入札心得

（１５） 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

- １ 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）制定されました。この規定に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは下記をご覧ください。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)

- ２ 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針 2020 について（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。